

小規模事業者持続化補助金

「コロナ特別対応型」申請書作成ポイントセミナー

「非対面型ビジネスモデルへの転換」など新型コロナウイルスの影響を乗り越えるための販路開拓等に取り組む費用の一部を補助する「小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)」の第3回受付締切が迫ってきました。当所では、皆様が申請書を作成する際の個別サポートで喜ばれています。この機会に補助金申請にチャレンジして売上回復を目指しませんか！

こんな方におすすめ！

- 非対面型として EC 販売で新規開拓したい
- テイクアウトメニュー開発の設備が欲しい
- デリバリーの PR でチラシを配布したい
- オンライン講座を PR する HP をつくりたい
- 外部部品調達を内製化する設備が欲しい
- テレワーク環境を整備し販路開拓したい

裏面参照

対象者

- ・小規模事業者

業種	常時使用する従業員の数
卸売・小売業	5名以下
宿泊・娯楽業以外のサービス業	5名以下
サービス業のうち宿泊・娯楽業	20名以下
製造業その他	20名以下

※安城市の販売促進補助金との併用はできませんのでご注意ください。

補助金額など(裏面参照)

【補助金額】 上限 100 万円または 150 万円
別枠で事業再開枠 50 万円あり

【補助率】 2/3 または 3/4

- ・小規模事業者が商工会議所と一体となって、非対面やテレワークなどと併せて販路開拓(チラシ、HP、広告などの新規顧客開拓)に取り組む費用に対し補助

補助金概要

県内トップクラスの支援実績！

当所職員が作成支援！

開催日

- ・令和 2 年 7 月 15 日(水) 14 時～ 16 時

開催場所

- ・安城商工会議所 3 階 研修室

特典

- ・何を書くかが解る！申請雛形プレゼント

問合せ

- ・安城商工会議所
安城市桜町 16-1
TEL : 76-5175 FAX : 76-4322
E-mail : info@anjo-cci.or.jp

安城商工会議所 行き <FAX : 0566-76-4322>

小規模事業者持続化補助金「コロナ特別対応型」申請書作成ポイントセミナー受講申込書

事業所名		電話番号	
参加者名		E-mail	

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡、情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査、分析のために利用することがあります。

小規模事業者持続化補助金「コロナ特別対応型」

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるため、具体的な対策(サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備)に取り組む小規模事業者が、地域の商工会議所の助言等を受けて経営計画書を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の一部を補助。

対象者	<ul style="list-style-type: none">・以下の前提条件に取り組む小規模事業者①下記補助対象事業のA～Cタイプのいずれか一つ以上の投資に取り組むこと②新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越え、持続的な経営に向けた経営計画を策定していること(申請書に記載)
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none">・補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること<ul style="list-style-type: none">「A 類型: サプライチェーンの毀損への対応」「B 類型: 非対面型ビジネスモデルへの転換」「C 類型: テレワーク環境の整備」・策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための取組であること・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること
補助率など	【補助率】≪A 類型≫補助対象経費の2/3 ≪B または C 類型≫補助対象経費の3/4 【補助上限額】100万円(BAR や屋内運動施設などの特例事業者は150万円) 【補助対象経費】補助事業期間中に「販路開拓等の取組」を実施したことに要する費用 ※特例として2020年2月18日以降に発生した補助対象経費も遡って補助対象として認められます
締切など	【締切】2020年8月7日必着(第3回受付分) 【事業実施期間】交付決定日から2021年5月31日まで(第3回受付分)

小規模事業者持続化補助金「一般型」

小規模事業者が、地域の商工会議所の助言等を受けて経営計画書を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の一部を補助。

対象者	<ul style="list-style-type: none">・以下の前提条件に取り組む小規模事業者①新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越え、持続的な経営に向けた経営計画を策定していること(申請書に記載)
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none">・策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための取組であること・本事業完了後、概ね1年以内に売上に繋がるが見込まれる事業活動であること・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること
補助率など	【補助率】補助対象経費の2/3 【補助上限額】50万円(BAR や屋内運動施設などの特例事業者等は100万円) 【補助対象経費】補助事業期間中に「販路開拓等の取組」を実施したことに要する費用
締切など	【締切】2020年10月2日消印有効(第3回受付分) 【事業実施期間】交付決定日から2021年7月31日まで(第3回受付分)
セミナー	【開催時期】2020年8月20日、25日、28日、9月1日の4日間 19時～21時を予定(個別相談会あり) 【その他】セミナーに参加できない場合には、職員が個別対応で作成の支援をします

小規模事業者持続化補助金「事業再開枠」

小規模事業者持続化補助金の申請を行う者は、別枠で「消毒設備」「マスク」「飛沫対策費用」「換気設備」などのコロナ感染防止対策の費用に対し、50万円を上限に10/10の補助率で上乗せができます。